

令和5年度 大阪支部の収支について



広報部鳥 けんぽん
©2018 協会けんぽ大阪支部

令和5年度 大阪支部の収支

暫定版

(百万円)

		大阪支部	全国計
収 入	保険料収入	951,818	10,299,805
	一般分	951,695	10,298,438
	その他収入	1,962	21,341
	債権回収以外	705	7,846
	債権回収	1,257	13,495
計		953,780	10,321,146
支 出	医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)	522,652	5,561,458
	医療給付費(国庫補助を除く)(A)-(B)	497,230	5,561,458
	医療給付費(A)	497,230	5,563,303
	災害特例分(B)		363
	令和3年度の協会手当分(B1)		
	波及増分(B2)		1,482
	年齢調整額	14,826	-
	所得調整額	10,596	-
	現金給付費等(国庫補助等を除く)	46,555	518,185
	前期高齢者納付金等(国庫補助を除く)	315,598	3,512,832
	業務経費(国庫補助を除く)	15,507	172,608
	一般管理費(国庫負担を除く)	3,740	41,627
	その他支出	4,330	48,193
	令和3年度の収支差の精算	877	-
収 支 差	令和3年度のインセンティブ	881	-
	加算額	881	9,907
	減算額	0	▲9,907
計		910,140	9,854,904
収 支 差		43,640	466,243
全国平均分		41,888	466,243
地域差分		1,752	-

- (注) 1. 「債権回収」は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
2. 「年齢調整額」、「所得調整額」のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
3. 医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う令和5年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
4. (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災に伴う令和3年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。
また、(B2)は、東日本大震災に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分(国庫補助を除く。波及増分)を表す。
5. 「令和3年度の収支差の精算」は、令和3年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。
6. 「インセンティブ」は、令和3年度の都道府県支部ごとの取組実績に対する加減算額(健康保険法施行令第45条の2第1号口及び二並びに健康保険法施行規則第135条の5の2に基づき行うもの)を表す。
7. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わらう。

令和5年度の支部別収支差(地域差分)の保険料率換算

暫定版

(※ 保険料率換算は、令和5年度の総報酬額の実績に基づく参考値である。)

	支部別収支差 (地域差分)	総報酬額(5年度実績)	保険料率換算	
	(a)	(b)	(a)/(b)*100	(順位)
	(百万円)	(百万円)	(%)	
27 大阪	1,752	9,248,738	0.02	(15)

- 令和7年度都道府県単位保険料率の算定においては、令和5年度の都道府県支部ごとの収支における収支差(地域差分)について精算する必要がある。当該収支差は、プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出に加算する。
- 令和7年度都道府県単位保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、令和5年度の支部の収支差(地域差分)を令和7年度の総報酬額の見込額で除したものになるため、表中の保険料率換算[収支差(地域差分)]を令和5年度の総報酬額の実績で除したものと異なる。